

利根川栗橋流域水防事務組合議会定例会の回数を定める条例

昭和39年 6月15日

水防組合条例第 9号

改正 平成 9年10月13日

水防組合条例第 5号

改正 平成22年 2月17日

水防組合条例第 1号

改正 平成22年 2月17日

水防組合条例第 3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定による利根川栗橋流域水防事務組合議会の定例会の回数は、毎年2回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則

この条例は、平成22年3月23日から施行する。